

令和5年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月1日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	加 藤 裕 子
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	山 岸 美 登 利	6番	飯 田 雅 広
	7番	板 倉 浩 幸	8番	三 浦 知 将
	9番	吉 田 正 昭	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	ふるさと振興課長	太田 圭介
	総務部	部長	鈴木 敬	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	住民課長	戸谷 政司
		保険医療課	後藤 雅幸	健康推進課長	小澤 有加
		子ども課	飯田 陽亮		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課	東方 俊樹		
	上下水道部	部長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	高塚 克己	予防課長	山田 悌司
	教育委員会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	舘林 久美
給食センター	所長	浅井 修			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	3番	志治 市義	4番	石原 裕介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第2号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第4号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第5号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第6号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第7号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第8号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第9号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第13号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第22号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第23号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第24号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第25号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第28号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第29号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第23 議案第30号 消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について
- 追加日程第24 同意第2号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第25 同意第3号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第26 同意第4号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第27 同意第5号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第28 同意第6号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第29 同意第7号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第30 同意第8号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第31 同意第9号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第32 同意第10号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第33 同意第11号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第34 同意第12号 蟹江町農業委員会委員の任命について

- 追加日程第35 同意第13号 蟹江町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第36 議案第23号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第37 議案第27号 令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について
- 追加日程第38 議案第28号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第39 議案第30号 消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆さんにお願い申し上げます。議事を円滑に進行するため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和5年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いいたします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は協議会室へ移動をお願いいたします。

○議長 水野智見君

それでは本会議を暫時休憩します。

(午前9時01分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時18分)

○議長 水野智見君

ここで、去る5月24日に開催されました議会運営委員会並びにただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めましておはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、まず5月24日に開かれました第1回の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

会期の決定について、1番ですね。

令和5年6月1日木曜日から6月22日木曜日までの22日間と決定いたしました。

2番目、議事日程について。日時、議事日程、備考の順に読み上げさせていただきます。

6月1日木曜日午前9時、本日です。議案上程、付託、精読の後、人事案件、先議案件の審議、採決をいたします。終了後、全員協議会、議員総会となっております。人事案件、先議案件の内容は、同意第2号から同意第13号、議案第23号、議案第27号、議案第28号となっております。

2日金曜日午前9時、これは1日に終了または開催できなかった場合となっております。

8日木曜日午前9時、総務民生常任委員会。付託事件審査、所管事務調査となっております。付託事件審査としましては、議案第22号、議案第24号、議案第25号となっております。同日の午後1時30分から防災建設常任委員会を開催いたします。付託事件審査、所管事務調査。付託事件審査は議案第26号となっております。

14日水曜日午前9時から一般質問。終了後、議会広報編集委員会。これは8月1日発行号の割り付け等。それから、それが終了の後、議会運営委員会。これは意見書等の取りまとめとなっております。

15日木曜日午前9時から、これは14日に終了または開催できなかった場合となっております。

22日木曜日午前9時30分、委員長報告、議案審議、採決、そして閉会。終了の後、議員総会となっております。

3、人事案件について。

1番目、同意第2号「蟹江町農業委員会委員の任命について」、それから、以下同一の件名となっております。次のページの12番目、同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」までです。以上12件は一括議題とし、初日に追加日程により一括審議、採決をいたします。

4、先議案件について。

1番目、議案第23号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。2番目、議案第27号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」。3番目、議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

以上3件は初日に追加日程により審議、採決を行います。

なお、議案第28号については、提案理由の説明の後に暫時休憩とし、全員協議会を開催して詳細説明を受けることといたします。

5、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会所管事務調査について。

6月8日木曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について打ち合わせを行っていただきます。

6、一般質問について。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告してください。もうこれは終了しております。質問数は2問までとする。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出をお願いします。質問当日にタブレットやパネル等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

7、意見書等について。

3月定例会以後に提出された1及び2の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議をいたします。

1、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。2、インボイス制度の実施中止を求める意見書。以上2件です。

8、その他。

1、3月16日付議決議案の字句の一部訂正について。令和5年3月定例会で可決された発議第1号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の附則の字句訂正について協議をいたしました。

2番目、議員総会の開催について。日時、令和5年6月1日木曜日または2日金曜日の全員協議会終了後及び6月22日木曜日閉会后。場所は3階の協議会室。内容、令和5年度議会報告会等について協議をお願いいたします。

3番目、議員普通救命講習会の開催について。日時、令和5年6月22日木曜日午後1時30分から午後4時30分まで。場所は蟹江中央公民館1階の研修室であります。服装は普段着といたします。

4番目、令和5年度議会報告会の開催について。日時、令和5年10月28日土曜日午後2時の予定をしております。場所は、蟹江中央公民館分館、産業文化会館です。4階の大会議室を予定しております。

5番目、マリオン市長議会表敬訪問について。6月22日木曜日午前9時、定例会最終日の開議前に議場にて、マリオン市長を始め6人をお迎えします。議員各位には午前9時までに参集をお願いいたします。また、表敬訪問の所要時間は30分程度を予定しておりますために、定例会の最終日は午前9時30分の開議といたします。

6番目、議場配席等について。新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことにより、議場及び傍聴席への入場の際に、マスク着用、検温、手指等消毒は求めないことといたします。また、議員及び理事者の配席は、現状のまま1席間隔を空けて着座といたしますが、傍

聴席の制限はしないことといたします。

7番目、緊急地震速報訓練について。6月15日木曜日午前10時に緊急地震速報訓練が実施される予定であり、同報無線及び庁舎内に放送が流れるため、会議中の場合は暫時休憩にて対応するものといたします。

以上が第1回の議会運営委員会の報告であります。

続きまして、先ほど行われました第2回の議会運営委員会について報告いたします。これについては報告書がありませんので、口頭のみとなります。

追加議案についてです。

1番目、件名、議案第30号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について」を議題としました。

議事日程の追加についてですね。令和5年5月31日付変更告示で告示されたとおり、議案が1件追加されたために、議事日程を追加いたします。本委員会終了後に、先ほど議事日程第1日（その2）は配付されておるはずですね。追加日程により議案上程、提案理由の説明の後に質疑を行い、精読といたします。その後、他の人事案件、先議案件とともに、追加日程により審議、採決をお願いいたします。

議会運営委員会の報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番志治市義君、4番石原裕介君を指名いたします。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 同意第2号「蟹江町農業委員会委員の任命について」から、日程第14 同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」までの12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。



○産業建設部長 肥尾建一郎君

改めまして、おはようございます。

それでは、同意第2号から同意第13号までの「蟹江町農業委員会委員の任命について」、一括してご提案をさせていただきます。

同意第2号「蟹江町農業委員会委員の任命について」。

蟹江町農業委員会委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町須成西四丁目145番地。氏名、寺西清一。生年月日、昭和31年1月5日。

提案理由。

この案を提出するのは、農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となり、後任の委員を任命する必要があるからである。

2ページ目をお願いいたします。

蟹江町農業委員会委員任命予定者の略歴等でございます。お目通しのほどお願いいたします。

次に、裏面の蟹江町農業委員会委員任期経過表をご覧ください。

今回の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

続きまして、次ページの同意第2号から同意第13号までの関係資料「農業委員会の委員候補者一覧」をご覧ください。

同意第3号から同意第13号までの委員候補者につきましては、この資料にてご説明をさせていただきます。

2番目の同意第3号でございます。住所、愛知県海部郡蟹江町西之森三丁目1番地。氏名、戸谷猛。生年月日、昭和26年7月27日。性別、男性。選出事由、認定農業者でございます。

次に、同意第4号でございます。住所、愛知県海部郡蟹江町大字須成字下之割北1268番地。氏名、三和田賢次。生年月日、昭和20年10月6日。性別、男性。選出事由、認定農業者でございます。

同意第5号。住所、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字蒲原203番地。氏名、伊藤由利子。生年月日、昭和32年7月2日。性別、女性。選出事由、認定農業者等ということで、法人の認定農業者の使用人でございます。

同意第6号。住所、愛知県海部郡蟹江町西之森八丁目23番地。氏名、猪飼和正。生年月日、昭和23年11月7日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第7号。住所、愛知県海部郡蟹江町南二丁目302番地。氏名、伊藤賢治。生年月日、

昭和24年1月14日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第8号。住所、愛知県海部郡蟹江町大字須成字下之割北1273番地。氏名、伊藤善博。生年月日、昭和23年11月9日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第9号。住所、愛知県海部郡蟹江町宝二丁目445番地。氏名、金井剛。生年月日、昭和31年11月15日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第10号。住所、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島150番地。氏名、安井武尚。生年月日、昭和31年7月25日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第11号。住所、愛知県海部郡蟹江町北新田一丁目3番地。氏名、山田隆。生年月日、昭和22年1月26日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者でございます。

同意第12号。住所、愛知県海部郡蟹江町城四丁目88番地。氏名、山田藤義。生年月日、昭和23年6月5日。性別、男性。選出事由、蟹江町土地改良区から推薦された農業者となっております。

同意第13号。住所、愛知県海部郡蟹江町大字今二之坪50番地3。氏名、佐々木和代。生年月日、昭和29年8月26日。性別、女性。選出事由、応募により農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による利害関係を有しない者に該当する方でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご提案をさせていただきたいと思います。

今読み上げさせていただきました12名の候補者の方々は、いずれも本町の農業行政に精通をされております。日頃より本町の農業振興のために大変ご尽力をいただいている方々ばかりであります。この農業委員会を通じまして、最適任者であると思っております。議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、農業委員会の委員の候補者の12件あるんですけれども、女性も2人いらっしゃいます。今現在、現時点で、国のほうも男女共同参画計画でも国としても30%を推進して、なかなかそこまでいっていない現状があるんですけども、当町において今女性の社会に進出する

のにどうなのかなということで、女性の割合をちょっとお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

先ほどの答弁させていただきます。

現状、女性として農業に携わっている方というのはかなり少ないというふうには認識をしておるんですが、農業委員会の候補になるような女性の方ということはなかなか今見つけられないような状況で、すいません、その正確な数字はちょっと分からないんですが、なかなか女性増やしたいといってもなかなか難しいところがございます。今後そういった土地改良等の推薦をもって多くの委員を推薦をいただいているんですが、土地改良のメンバーを見てもやはり女性はほとんどいないという状況なので、今後こういった課題にはいろいろな検討をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

農業のなり手不足というのはあると思うんだけど、家族経営の方もいらっしゃいますよね。認定農業の方でも。その辺で実際携わっている人、女性で。その辺をもうちよつとまぐ活用しながら、やっぱり先ほど言ったような女性が進出できるような農業に役割をやっぱり持って行ってほしいんですけども、その点について今後どうしていくかというのはあると思うので、お願いしたい。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

板倉議員のご質問にあるように、国のほうからも各土地改良区に女性の役員を設けるということで今指示が出ております。それで、各土地改良区のほうでも女性を取り入れるということで、来年からちょっと頑張っていこうということで話を聞いていますので、その辺で選任されれば、今後は農業委員会の委員として選定の候補としても挙げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号から同意第13号までは精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第13号までは精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。

ご提案申し上げます。

議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年蟹江町条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

2ページは新旧対照表でございます。お目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正要点でございます。

第10条の2、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付。

「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に変更。

印鑑の登録を受けている者は、移動端末設備の移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機で必要な操作を自ら行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けられることを追加。

附則、規則で定める日を施行日とする。ただし、第10条の2の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する、といたしました。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第16 議案第23号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第23号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町の職員の給与に関する条例（昭和36年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点においてご説明させていただきます。

提案理由です。

提案理由、この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に伴い必要があるからである。

2ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをご覧ください。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正要点。

附則第19項、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例。

「感染症をいう。）」の次に「の急速なまん延により生じた事態に対処するために必要な期間として町長が認める期間において、当該感染症」を追加。

附則、公布の日を施行日としました。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、この議案自体職員の条例改正なんですけれども、先ほど議連の委員長からも報告あ

ったように先議案件ということで、初日に審議、採決、追加日程によってね。なんですけれども、そもそも今回、普通の条例改正で、なぜ初日にもう急いで審議、採決採っちゃうのか。普通だと委員会付託されて、そこでよくもんで、また最終日にとということになるんですけれども、その辺がちょっと、議運のときで先議案件という決定ですけれども、ちょっとその辺がいまいち理解できなくて、その説明をお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

今回、給与法の改正ということで、初日に提案させていただいて議決をいただくということの経緯についてご説明させていただきます。

こちら、今回の給与改正につきましては、まず新型コロナウイルス感染症に伴いまして、消防職員の特殊勤務手当に対する支払いに関する改正となっております。現状、条例改正が必要というところになるんですけれども、蟹江町の職員の給与に関しましては、条例で定められておまして議決をいただくということで、速やかに議決をいただくということになっております。その中で、今回議決が必要になった要因としましては、改正の要点にも記載してあるとおり、今回改正する内容につきましては、「急速なまん延により生じた事態に対処するために必要な期間として町長が認める期間において、当該感染症を」という文言を追加させていただくということで、今現状、5類感染症になりまして、手当につきましては支給を人事院規則に基づいて改正をなささいということも出てきましたので、それで速やかに改正をさせていただきたく、初日にご提案させていただいて議決をいただきたいというところで提案させていただきました。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そういうことなんだけれども、速やかに職員の給与の関係で条例改正だから速やかにということなんですけれども、そして、多分というか、5月8日以降の、それ以降のコロナが5類になったということで緩和されるということだと思うんですけれども、そこからもう6月ですよ。なぜ早急に、だったら初日を待たずに臨時議会という方法もあるし、なぜそこを行わずに6月1日になったのか、その辺がもうちょっとね。だったら、1日まで待つなら最終日でもいいと思うし、ちょっとその辺を。

あと、公布の日とすることになっていて、先ほど言った消防職員の手当ということなんだけれども、今コロナ感染したら出るのですか。ちょっとその辺も追加でお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

今、現状のお話についてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

現状は、給与に関しては条例で定められておまして、現状の条例に基づいてお支払いをさせていただいておりますので、現状については支払う必要性がある。

以上です。

(発言する声あり)

○総務課長 藤下真人君

6月1日にというところですね。こちらが、人事院規則の改正が5月8日以降に行われまして、そちらで速やかに改正をする必要があったので、直近の議会で6月の議会で提案をさせていただきたく、提案をさせていただきました。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、私のほうからもご答弁させていただきます。

先ほど総務課長のほうから答弁ありましたように、人事院規則が5月8日付で改正されました。早急な条例改正の事務手続きに努めましたが、結果的に今このような形になっているところでございます。

議員のおっしゃるところはよく分かります。今後につきましては、改正の事務手続きを素早くすることに加えまして、議会事務局などとも情報共有、連携、よく相談させていただき、早急な議案提出に努めたいと考えております。よろしく願いいたします。

○7番 板倉浩幸君

そうなんですよね。臨時議会もね、何も議会側にそういう話もなかつただろうし、早急に決めたかったら、やっぱりその辺を随時連携しながらやっていかなければいけないんじゃないかなと。その辺は、別に臨時議会開いて、議員も別に早急だということだったら納得できると思うし、その辺どうですか、副町長。副町長からちょっと聞きたい。

○副町長 加藤正人君

今回の議案提出の経緯につきましては、先ほど課長、部長が答弁したとおりでございます。新型コロナ、5月8日に2類相当から5類に扱いが変わるということで、それを踏まえているいろいろなものをできるだけ速やかに見直していきたいということで作業を進めておりました。

この案件については、5月8日に人事院規則が改正をされて、それを受けて早急に検討したんですが、規定ぶりをどうするかとか、そういったこともございまして、全くなしにこの部分を切るのか、あるいは再度こういう事態が起きたときに素早く対応できるような規定にさせていただくとかという検討も実は内部で別にさせていただいているところでございます。

そうした中で、今回の改正というのは、期間を町長が定めることにするというもので、それによって、例えば今後また新型コロナが2類相当にまた復活するような場合においては、素早く対応できるような規定ぶりというのがいいんじゃないかということで改正をさせていただきという、そういうこともございまして、少し検討等に時間も要したということでございますが、できるだけ今後も速やかな対応を心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

その辺を、やっぱり条例改正ですので、本当時間がなかったということだと思うんだけど、もうちょっとその辺を速やかに対応できるような体制づくりをやっていただく。

あと、先ほど副町長も言われた、町長による必要な時期にまん延が万が一広がった場合、また。それは、国の判断になるのかな。ちょっと分からないけれども。町長が最終的に判断して、また給与が出せる状態にするということ、これ。ちょっと聞き方がちょっとおかしいと思うけれども。

○総務課長 藤下真人君

「町長が認める期間において」という条文にも追加させていただきますので、蟹江町としては町長が認める期間という判断になるんですけども、これにつきましても全国的な状況を踏まえて、全国的に支払うべきだという人事院の判定に基づいて、定める期間は町長に認める期間という形で支払いをさせていただくということで考えております。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」。

蟹江町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点において説明させていただきます。

7ページの下段をお願いいたします。

提案理由となります。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等の必要があるからで



ある。

なお、8ページから30ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

31ページをお願いいたします。

蟹江町税条例の一部改正要点。

税目ごとにまとめて改正要点を表記させていただきました。お願いいたします。

まず、町民税等となります。

第33条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除。

第37条、個人の町民税の徴収の方法等。

第40条、個人の町民税の納税通知書。

第42条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収。

第45条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ。

第45条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収。

第45条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ。

森林環境税の導入に伴い、個人住民税の均等割に併せて賦課することなど、規定の整備を行うものでございます。

なお、表につきましては令和6年度から課税されます森林環境税と、既に前倒しで始まっております森林環境譲与税の内容をお示ししたものとなっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

ここまでの改正につきましては、令和6年1月1日から適用されます。

第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書。

内容としましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告書と記載事項に異動がないときは、その旨の記載をして提出できるよう簡素化されたことなどに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和7年1月1日から適用されます。

第44条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等。

第46条、法人の町民税の申告納付。

第48条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続。

第90条、たばこ税の申告納付の手続。第93条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続。

e L-Q R（地方税統一QRコード）に対応した個人住民税納入通知書等の様式の新設に伴い、規定の整備を行うものです。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。

特例年度を3年延長し、令和9年度までとするものです。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。

特例年度を3年延長し、令和8年度までとするものです。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

次に、固定資産税についてです。

附則第10条、読替規定。

地方税法附則第64条を削る改正の施行に伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。

地方税法の改正に伴い、わがまち特例の規定の整備を行うものでございます。

なお、表につきましては対象資産ごとに改正の内容をお示ししたものとなっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

内容としまして、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

次に、軽自動車税についてです。

第75条、種別割の税率。

特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）の税率区分をミニカーの区分から除外し、第一種原動機付自転車の区分に該当させることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

なお、表につきましては、特定小型原動機付自転車の内容についてお示ししたものでございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

この改正は、令和5年7月1日から適用されます。

旧附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例。

内容としましては、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置（令和元年10月から令和3年12月まで）に係る規定を削除するものでございます。

なお、表につきましては、対象者の基準ごとに廃止される内容をお示ししました。後ほどお目通しをお願いいたします。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

新附則第15条の2（旧附則第15条2の2）、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。  
附則第16条の2第3項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例。

内容としまして、軽自動車税の環境性能割及び種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するものでございます。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例。

附則第16条の2第1項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例。

内容としまして、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例割合が75%軽減及び50%軽減の対象車については3年間、25%軽減の対象車については2年間延長するとともに、規定の整備を行うものでございます。

なお、表につきましては対象車ごとに改正の内容を示しましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、総務部次長兼税務課長、住民課長、土木農政課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、保険医療課長、消防本部予防課長の入場を許可いたします。

民生部長は席を移動してください。

職員の入替のため暫時休憩とします。再開は10時25分とします。

（午前10時07分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

○議長 水野智見君

日程第18 議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページから10ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

当条例の改正趣旨につきましては3点ございます。

まず、1点目は課税限度額の変更、2点目が保険税減額の際の判定基準の変更、3点目は規定の整備、語句の整理でございます。

それでは、まず11ページでございます。

第2条、課税額。

第3項、国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」に変更。

第24条、低所得の方に対する保険税の減額について。第1項、後期高齢者支援金等課税額減額後の限度額を「20万円」から「22万円」に変更。

第2号及び第3号、5割軽減判定基準の加算額を「28万5,000円」から「29万円」に変更。

2割軽減判定基準額の加算額を「52万円」から「53万5,000円」に変更。

12ページをお願いいたします。

第24条の2から附則第3項までは規定語句の整備でございます。

附則。

第1項、施行日を公布の日からとしました。

第2項、改正後の条例の規定は、令和5年度の国民健康保険税から適用し、令和4年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしました。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、国保税条例の一部改正で限度額と軽減の判定の引き上げなんですけれども、これによって影響する、特に限度額、影響する世帯、また影響額が分かる資料をちょっとお願いしたんですけれども。それと、軽減にも伴う影響する世帯数が分かったら、その辺の資料をお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、後ほど追加資料のほうを提出させていただきます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第19 議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例。

蟹江町火災予防条例（昭和38年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

下段をご覧ください。提案理由でございます。

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い必要があるからであります。

4ページから7ページの新旧対照表は、後ほどお目通しを願います。

8ページをお願いします。

蟹江町火災予防条例の一部改正要点。

第11条の2、急速充電設備。

第1項、急速充電設備の定義を見直すこととした。

急速充電設備の充電対象を電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）とし、全出力200キロワット以下であった上限を撤廃することとした。

急速充電設備は、コネクタを用いて充電するものであることとした。

分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストを含むこととした。

第1号及び第2号。

分離型の急速充電設備を規定したため、充電ポストに関する基準を整理することとした。

第6号及び第7号については、語句を整理することとした。

第11号、急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置の基準を整理することとした。

第12号及び第13号については、語句を整理することとした。

第16号及び第17号、分離型の急速充電設備を規定したため、蓄電池に関する基準を整理することとした。

第17号を第18号、第18号を第19号に繰り下げることとした。

第16条、避雷設備。

第1項については、語句の整理をすることとした。

第23条、喫煙等。

第3項及び第4項、9ページをお願いします。「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないこととした。

第5項については、語句の整理をすることとした。

別表第7、「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」の図記号等を削除することとした。

附則としまして、第1項、施行期日。

公布の日を施行日とした。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日を施行日とした。

第2項、経過措置。

第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、または設置の工事がされているこ

の条例による改正後の蟹江町火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとした。

第3項、新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする事とした。

第4項、この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例、10ページをお願いします。第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。

以上のとおり提案させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第20 議案第27号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご提案申し上げます。

議案第27号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」。

令和5年5月22日指名競争入札に付した令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

1、契約の目的、令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,920万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額720万円）。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地の1、株式会社加藤建設、代表取締役社長、加藤明。

5、支出科目、令和5年度蟹江町一般会計、7款土木費、4項都市計画費、5目公園費、14節工事請負費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。ナンバー1の東名開発株式会社から、ナンバー10の株式会社戸谷組までの10社のそれぞれの自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定に基づき、本工事の発注基準は、土木工事・等級A（2,000万円以上）相当工事である。

3、令和4・5年度蟹江町土木業者格付け及び選定（土木工事）により、本工事の指名業者として、土木工事・等級Aの業者は3社である。

4、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数を満たしていないため、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき1段階下位の土木工事・等級Bの業者4社を追加した。

5、上記4の理由により、4社追加しても指名業者数に満たしていないため、海部地区に本社のある業者で、官公庁工事を受注している土木工事・等級Aの業者1社を追加した。

6、上記5の理由により、1社追加しても指名業者数に満たしていないため、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、海部地区に本社のある業者で、官公庁工事を受注している1段階下位の土木工事・等級Bのうち、昨年度に蟹江町が実施した同種の工事入札に対し、誠実に履行した2社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定いたしました。

4ページをお願いいたします。

令和5年5月22日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。内容といたしましては、源氏泉緑地の鋼製の矢板護岸、延長56.7メートルを改修するものです。入札方法は指名競争入札で、番号9番の株式会社加藤建設が第1回目の入札におきまして7,200万



円で落札をしております。落札率は96.4%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

ここは、うちの近くなので割と気になる場所なんですけれども、土木工事なので着工してみんと、特にこの水辺のことなのでやってみんと分からんようなところはあると思うんですけれども、その辺はどういう見込みなんですかね。矢板でしっかりやれば、もうほぼこの工事の予定どおりでいけそうと思いますか。それとも、やってみたらひよっとするともうちょっと広範囲になるのか、それともちょっと違った工法になる可能性もあるかもしれんとか、そういう見込みをちょっと教えてください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回この護岸工事を施工するに当たりまして、事前に設計調査をしております。その調査の中では川の中にも入りまして、実際どのような工法が一番望ましいかという検討をしまして、自立できる矢板の延長等もしっかりと考慮した上で施工してございますので、今回の工事で崩壊するようなことはないかと思っております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第21 議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,029万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,473万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

第1号補正予算案につきましては、物価高騰の影響を受けている低所得世帯や子育て世帯などに対する支援や給付金、町内消費を喚起するためのプレミアム商品券発行事業などに係る経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始めとした国や県の補助金などを財源として計上したものでございます。いずれも速やかな事業着手のため、第2号補正予算案とは別に本日ご審議、採決をお願い申し上げるものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会におきましてご説明させていただく予定ですので、よろしくお願いたします。

では、歳入予算となります。

13款分担金及び負担金、2項分担金、2目教育費負担金、補正額4,374万8,000円の減額です。内訳としましては、1節教育費負担金、説明欄01小学校給食費保護者負担金2,812万8,000円の減額、03中学校給食費保護者負担金1,562万円の減額となっております。小中学校の給食費を2分の1軽減する事業における保護者負担金の減額分となります。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億3,364万6,000円。内訳としまして2つの補助金があります。1節社会福祉費補助金と、18節低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業補助金でございます。まず、1節社会福祉費補助金となります。内訳としまして、説明欄09地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業）1億400万円でございます。こちらは、令和5年度分の住民税の非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を支給する事業に充当するものでございます。それから、説明欄10ですね。地方創生臨時交付金（保育所給食費等支援特別給付金給付事業）1,321万3,000円。こちらは保育所における3歳児から5歳児クラスに該当する年齢の児童1人当たり1万8,000円を支給する事業に充当するものでございます。それから、戻りまして18節低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業補助金でございます。こちらは、令和4年度の住民税非課税世帯における児童1人当たり5万円を支給する事業に充当するものでございます。事業費の事業費補助金としまして143万3,000円、それから、事業費の補助金としまして1,500万円計上しているものでございます。

4目商工費国庫補助金、補正額4,211万7,000円、1節商工業振興費補助金、説明欄06地方創生臨時交付金（げんき商店街推進事業費補助金交付事業（プレミアム商品券発行事業））

3,996万4,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、町内消費を喚起するため町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対する補助金の交付事業に充当されるものでございます。それから、09地方創生臨時交付金（街路灯LED化促進事業）215万3,000円、こちらは街路灯組合が管理します街路灯のLED化促進事業に対する補助金の交付事業に充当するものでございます。

それから、6目教育費国庫補助金、補正額3,568万1,000円、4節学校給食費補助金、説明欄05地方創生臨時交付金（学校給食費負担軽減事業）3,568万1,000円です。小中学校の給食費を2分の1軽減する事業にいたします保護者負担金の減額に充当するものでございます。

それから、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額68万円、3節児童福祉費補助金、説明欄26保育所等給食費軽減対策支援金68万円。こちらにつきましては、私立保育園及び私立認定こども園に対しての給食費1食当たり60円を支給するための県の補助金となっております。補助率は3分の2でございます。

続きまして、5目商工費県補助金、補正額2,100万円、1節商工業振興費補助金、説明欄08げんき商店街推進事業費補助金（プレミアム商品券発行事業）2,100万円、こちらはプレミアム商品券発行事業に対する県の補助金でございます。

20款1項1目繰越金、1節繰越金、説明欄01前年度繰越金、こちらにつきましては歳入歳出の差し引き不足額に充当するものでございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億400万円。説明欄になります。低所得世帯支援給付金事業を時間外手当から補助金の低所得世帯支援給付金まで、総額で1億400万円を計上させていただくものでございます。

それから、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,620万円、説明欄、保育所給食費等支援特別給付金給付事業としまして、保育所給食費等支援特別給付金を1,620万円計上させていただいております。こちらは、町の単独事業となっております。

それから、4目保育所費、補正額102万円、説明欄、民間保育所運営費としまして、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金としまして102万円を計上させていただいております。

それから、8目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費、補正額1,643万3,000円、説明欄、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業としまして、時間外勤務手当から補助金の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金まで、総額の1,643万3,000円を計上させていただいております。

それから、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額7,264万円、説明欄、げんき商店街推進事業費補助金交付事業（プレミアム商品券発行事業）としまして、げんき商

店街推進事業費補助金（プレミアム商品券発行事業）7,000万円を計上させていただいております。こちらも町単独の事業となっております。

それから、続きまして、街路灯LED化促進事業としまして、街路灯LED化促進事業費補助金2,640万円、こちらも同じく町単独事業でございます。

9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費、こちらにつきましては、保護者から頂きます負担金に国庫補助金を充当する財源更正をさせていただくものでございます。

なお、こちらの小中学校の給食を2分の1軽減する事業につきましても、町単独の事業となっております。

以上のおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行います。

ここで、上下水道部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、保険医療課長、消防本部予防課長の退席と、住民課長、給食センター所長、子ども課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

民生部長、消防長は席を移動してください。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時32分)

○議長 水野智見君

議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

今回第1号、先ほどいろいろお話を聞かせていただいて、地方創生臨時交付金がほとんど当たるんだけど、最終的に蟹江町でも9,100万円だったかな、入ってきた中で、ほぼこれで全て使い終えて終わっちゃっているのか、ちょっとそれだけ最後に確認させてください。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、板倉議員の質問にお答えいたします。

頂ける予定のものが9,100万円ほどになっておりまして、町としての持ち出しが1,100万円ほどの予定をしております。しかしながら、交付の額につきましては、この後、年度の途中で追加交付がございますので、今までの経過からしますと、そのところも交付がなされるであろうという考えを持っておりますので、大体その補助としては全額まるっと見ていただけ

るような感じを予定しております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は精読とされました。

ここで、住民課長、給食センター所長、子ども課長、ふるさと振興課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、健康推進課長、安心安全課長の入場を許可します。

職員の入替のため、暫時休憩とします。

(午後1時34分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時36分)

○議長 水野智見君

日程第22 議案第29号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第29号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億7,432万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

第2号補正予算案につきましては、軽自動車税制の改正に伴うシステム改修や、特殊詐欺による被害防止のための通話録音機能を内蔵した電話機の購入費などへの補助金、新型コロナ

ナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、一定の接種数を満たした医療機関に対する交付金に係る経費について、国や県の補助金などを財源として計上したものでございます。

それでは、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額630万3,000円、1節総務費補助金、説明欄です。19デジタル基盤改革支援補助金630万3,000円です。こちらは、国がデジタルトランスフォーメーション推進計画の重点取り組み事項の1つに位置づけております情報システムの標準化に対応するためのシステム改修に対する国の補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

3目衛生費国庫補助金、補正額160万円、1節衛生費補助金、説明欄12新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金160万円です。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金に対する国の補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額15万円。1節総務費補助金、説明欄10自主防犯活動促進事業費補助金15万円。こちらは、特殊詐欺等対策機器購入費補助金に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

20款1項1目繰越金、補正額153万6,000円、1節繰越金、説明欄01前年度繰越金。こちらは、歳入歳出の差引不足額に充当するものでございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算です。

1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費、補正額768万9,000円。内訳としまして、説明欄です。住民情報管理事業としまして、軽自動車税業務委託料138万6,000円、こちらは軽自動車税制の改正に伴うシステム改修費でございます。それから、続きまして標準準拠システム対応委託料630万3,000円、こちらも情報システムの標準化に対応するためのシステム改修費でございます。

続いて、9目防犯対策費、補正額30万円。説明としまして、防犯対策管理費としまして、特殊詐欺等対策機器購入費補助金30万円。こちらは、年々増加しております特殊詐欺の被害を防止するため、特殊詐欺等対策機器購入費の一部を補助するものでございます。

それから、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額160万円。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業としまして、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金160万円でございます。新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、一定の接種数を満たした医療機関に対して交付金を給付するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

歳入も歳出もそうなんですけれども、特殊詐欺の補助金出ていますよね、今回。これほかの自治体も出ているんだけど、15万円と15万円の30万円。基本的にこれって、今、飯田君とも話していたんだけど、どんな中身になっているんですか。録音できて、役場かけると録音しますよと言われるんだけど、どんな中身になっていますか。それと、1回当たりの補助、幾らなのかをお願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの通話録音機能付電話機の内容についてご説明させていただきます。

通話録音機能電話につきましては、初めに、ただいまこの通話に関しては録音をしておりますというようなガイダンスが流れます。その後に応答があって、その通話の内容を録音する構造となっています。

続いて、1回の補助金なんですけど、購入費に対して2分の1、もしくは最大6,000円を補助させていただくものとなっております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ガイダンスが流れて、その後、常に録音するよということだよ、かかってきたのを。それで、今録音機能もない、電話の録音機能あっても使っていない人とかもいるかもしれないけれども、その電話に替えていってもらおうと。補助率が半分の最高6,000円で、そのぐらいで替えられますか。ちょっとその辺が。

○安心安全課長 綾部 健君

通話録音機能付電話機の価格なんですけど、各メーカーそれぞれ出しておるんですけど、おおむね1万5,000円ぐらいから2万円ぐらい。安いものと1万円を切るものまで様々な価格設定が用意されています。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第29号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は精読とされました。

○議長 水野智見君

追加日程第23 議案第30号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

ご提案申し上げます。

議案第30号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について」。

令和5年5月29日指名競争入札に付した消防ポンプ付救助工作車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年6月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

- 1、契約の目的、消防ポンプ付救助工作車購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金9,878万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金898万円）。
- 4、契約の相手方、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社、代表取締役、小野寛利。

5、支出科目、令和5年度一般会計、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、63-01-04-01事業、消防施設整備事業、17節備品購入費。

2ページをお願いします。

指名業者選定調書でございます。指名業者につきましては、1から9までの平和機械株式会社始め9社でございます。他の業者につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いします。

業者選定基準でございます。

- 1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数はおおむね10社以上とする。
- 2、令和4・5年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、希望種目の中分類「自動車・自転車」細分類「消防用車両」に登録されている業者は56社である。
- 3、上記2の業者のうち「消防用車両」についての希望順位が3位以上の業者は43社である。
- 4、上記3の業者のうち本仕様に対応し、納入可能である業者は9社である。
- 5、上記の理由により、本物件購入の指名業者として9社を選定をいたしました。



4ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札日時、令和5年5月29日月曜日午前9時でございます。

4段下の入札方法でございますが、指名競争入札でございます。予定価格は税抜きで9,090万9,000円で、予定価格に対する消費税は909万900円でございます。

落札業者は平和機械株式会社でございます。落札金額は税抜きで8,980万円で、落札金額に対する消費税は898万円でございます。第1回目の入札で落札となりました。落札率は、予定価格の98.7%でございました。

この案件につきましては、昨今の半導体を含む自動車部品の品薄等により今年度内の納車が遅れることを懸念し、可及的速やかに契約する必要があるため、先議案件とさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

今回入札で契約の締結ということなんですけれども、本来ここで聞いていいかということもありますけれども、そもそも3月議会でも当初予算で上がっていたやつなんだけれども、そのときもいろいろな話出て、そもそもこの消防ポンプ付救助工作車というのがあまり僕分らないんですよ。もっと前に資料請求して、どんなものかという写真等あったら一番分かりやすかったと思うんですけども、まずこれが、ちょっとすいませんけれども、まずそれを教えていただけると、金額が1億円近いものですので、ちょっとその辺をお願いいたします。

○消防長 高塚克己君

それでは、板倉議員のご質問にお答えいたします。

消防ポンプ付救助工作車はどういった車かというご質問でございますが、消防ポンプ付消防車、これは火災なんかの場合に、消火のために水を取って、給水をいたしまして放水するポンプ機能がついている。これが消防ポンプ付き。あと、救助工作車と申しますのは、交通事故等で車に閉じ込められた人などを救助器具を使って助けるための救助資機材が積載されている車、このポンプ付消防車と救助工作車、2つのものが一体となった車でございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

写真あると一番……。

○消防長 高塚克己君

以前は、消防ポンプ付きの車のみと、救助工作車のみという車が以前存在していました。当本部でもそういった車を購入しました。平成15年に救助工作車、平成16年にポンプ車とい

うもの。これの2台が一つとなった車が最近名古屋市の消防局なんか納入されていて、新しいものが出てございます。それで、機能的には、救助工作車に関しては、今までの救助工作車よりスリム化しまして、金額も救助工作車のみで1億5,000万円、ポンプ車が5,000万円、両方で別々に買うと2億円ぐらいの購入金額になるんですが、ここ数年この合体してスリム化した車を約1億円弱で購入するということでございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そうすると、今まで火災等もあったときに2台で行っていたやつが1台でも対応できるという感じかな。なおかつスリム化してコンパクトになって、そうすると消防署でも場所取らなくて多分いいかなと思うんですけども、ぱっとそう言われてもなかなかイメージ、僕らも専門家じゃないから分からんから聞くんですけども、どんなものかということが、1台で2役可能、できるよという感じだよ。

あと、契約、今回その下で入札が9社で、9社で入札やって、こればかりじゃないんだけど、入札するとき、メーカー多分全然みんなばらばらだと思ひ、その下で、仕様書等でみんなこれは最低、さっきもあつたみたいに本仕様に対応し、納入できるところで9社になったよ。そこで、大体ほぼ同じもの、同じものを入札して幾らだというなら分かるんですけども、またそのポンプ付救助工作車がそれぞれ若干仕様が、仕様は違わないんだけど、使い勝手とかどうなんだということもあるから、その辺どうなんですか。同じものじゃないようにも思ひ。

○消防長 高塚克己君

それでは、板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

仕様のことに關してでと思ひますが、まずポンプというものの仕様に関しましては、消防車、常備消防が使用するB-1級以上の能力があるものとか、そういうのは定められております。あと、救助機材にしましても、車両、車のドアなんかを破壊するカッターだとか、広げるスプレッダーというのが油圧のものであつたり、電動のものであつたりというのがございますが、こういったものというのを1本に絞ってしまうと業者が特定される可能性がありますので、こういった機能を持つよというところの仕様書で、それを対応可能な業社が9社だったということでございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

今回新しく消防車が入られるということは、その新しい前の古い置き換わる前の消防車

も存在するんだと思うんですけども、その処分というか、行き先はどうなるんですかね。例えばそのメーカーに下取りしてもらおうとか、そうじゃなくて今はやりの公共のものでも結構オークションに出して高く売れたりとかという話も聞くんですけども、貴重な収入源、歳入になると思うんですけども、その辺はどういうふうでしょう。

○消防長 高塚克己君

安藤議員のご質問でございますが、古い車両のこういった形で売却するというご質問でございますが、ちょうど本日ホームページのほうにも掲載させていただきましたけれども、一般競争入札をもちまして入札していただきまして、一番高額な金額をつけた業者に売却予定でございます。

以上でございます。

○9番 吉田正昭君

先ほどから板倉議員の質問に対する説明を聞いていますが、ちょっと非常に分かりにくいんですよね。口頭じゃなくて、今写真とか車の仕様内容、ここに何がありますよというような資料をやっぱり出していただかないと、ちょっとみんな分からないと思うんですよね。その辺、今回、議案に上げるにあたってどのように考えられましたか。

○消防長 高塚克己君

今までこういった消防車両の購入につきましては、今まで現在は特に資料を添付してご説明差し上げたということはなかったというふうに記憶しておりまして、今回のように新たな車、ポンプ付きの救助工作車という形でございますので、議員各位がなかなかイメージがつかめないということもございますので、当然のごとくこれ3月には納車されますので、納車された折には議員の皆様に見ていただく機会をつくりたいと思います。よろしく願います。

○9番 吉田正昭君

ここで議決するにあたって、やっぱり資料が欲しいんですよね。納車してから見るんじゃないかと、議決する前にある程度資料が見たいというのがみんなの思いだと思います。30何メートルでしたかね、はしご車のときに確か全員協議会で説明を受けたというような記憶があるんですが、その都度その都度、何か大きなものを買われるときは、確かその前に説明を受けたような気がしますが。

○消防長 高塚克己君

すいません。35メートルのところは私ちょっと記憶にございませんが、今回1億円という高額な車でございますので、後ほど資料のほうをタブレットのほうに上げさせていただきます。よろしく願います。

○町長 横江淳一君

ご指名はなかったんですけども、ちょっとご説明を差し上げます。

35メートル屈折はしご車を購入のときは、議員各位には、まだまだ屈折のはしご車があまり出回っておらず、その前は40メートルのはしご車が蟹江町は設備してあったというふうに思っております。資料として確か写真か何かをお見せをしたという記憶は僕にもありますので、それはやるべきだと思いますが、今回、新たに消防ポンプ車と、それから作業車を一つにしたということで、あまりたくさん資料が多分ないと思います。僕もそれを話をちょっとしたんですけれども、ポンプ車と工作車はあります。吉田議員もご存じだと思いますけれども、消防車ってほぼオプションなんですよ。ボディがあつて、それにつけていくわけですので、それと一緒に絶対ないんですよ。先ほど言いましたように、カッターでも種類が違ふ。電動カッターにするのか油圧カッターにするのか、それによっても違ふし、その車種を選ぶのに全部決めてしまうと、もうその会社しかできない。今回入札をしたその会社しかできない仕様を出しちゃうと、そこしか駄目なんですよ。ですから、そういう出し方ができないという事情があるのはご理解ください。ただ、それに似通った資料を出すことはできますが、それそのものではありません。これだけご理解をいただけるとありがたいと思います。シャーシーと、救急車でもそうですけれども、シャーシーと中の物については若干仕様が全部違ってきていますので、入札のときに全て、ほかのトラックもそうですけれども、そういうことはこういう特殊自動車というのはあり得ますので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、それに似通った資料ということで多分出させていただけるとと思います。すいません。よろしくお願ひします。

○9番 吉田正昭君

やっぱり先ほどから言っていますように、資料が欲しいんですよ。決めました。あれでどうですかじゃなくて、決める私たちが判断する前の資料をできるだけ出していただきたい。今後そのようにお願いしたいと思います。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。お願ひします。

こちらのポンプ作業車を入れるにあたりまして、これを入れたからどのように蟹江町の災害、火事などに対してカバーができるのかということがよく分からないのですが、例えば今まで使っていたものを手放すということですが、やはり災害、火事などに備えるにあたって、置く場所がもうないから手放すとかいうことであれば分かりやすいんですが、こちらでも火事があった、こちらでも火事があったとか、たくさんあったときに本当に手放すというのがベストな考え方なのかなというところもありますし、この1台を購入することでこういうことができるようになる。ただ、こういう災害、火事には対応できないとかいうことを説明していただけるとありがたいです。

○消防長 高塚克己君

それでは、多田議員のご質問にお答えしたいと思います。

2台を廃棄というか、売りに出すわけでございますが、まず1台、ポンプ付きの車は、ポンプが故障してしまっていて、使用できない状態でございます、今。これが、平成16年度に購入して、購入から19年経過した車でございます。救助工作車、これは平成15年に購入いたしました、20年経過した車。これは今でも使っています。新たに今回お願いしましたこの消防ポンプ付救助工作車が納車された後にこの救助工作車を、次年度ですけれども、売りに出すという形ですので、車がなくなるわけではございませんので、その辺は足りております。

消防ポンプ付救助工作車、2台が一つになった車のメリットというのは、仮にどこかで火災があった場合は、消防車と、救助する必要があるれば救助工作車という車をまた持つていく。2台持つていく必要がございましたが、1台で網羅されていますので、1台行けば要は事足りるということになりますので、機動力が非常によくなります。というところでございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第30号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は精読とされました。

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっておりました同意第2号から同意第13号まで、同一件名の「蟹江町農業委員会委員の任命について」の12件と、議案第23号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第27号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」、議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」及び議案第30号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について」の合計16案件をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、16件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第24 同意第2号「蟹江町農業委員会委員の任命について」から、追加日程第35 同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」までを一括議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号から同意第13号までを採決します。

お諮りします。

同意第2号から同意第13号までは原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第13号までは原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第36 議案第23号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第37 議案第27号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、健康推進課長、安心安全課長の退席と、住民課長、給食センター所長、子ども課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

職員の入替えのため暫時休憩とします。

(午後2時08分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時09分)

○議長 水野智見君

追加日程第38 議案第28号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第39 議案第30号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時11分)